

第1回美里町総合教育会議会議録

日 時 令和2年10月20日（火曜日）午前10時開議

場 所 美里町近代文学館 2階 視聴覚会議室

会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教育委員会教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
教 育 委 員 会 委 員	成 澤 明 子
教 育 委 員 会 委 員	留 守 広 行
教 育 委 員 会 委 員	大 森 眞 智 子
教 育 委 員 会 教 育 長	大 友 義 孝

美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	佐々木 義 則
総務課秘書室課長補佐兼秘書室長	
兼総合調整係長兼広報広聴係長	佐々木 康

意見聴取者

建 設 課 長	花 山 智 明
教育次長兼教育総務課長	
兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功 太 郎
子 ど も 家 庭 課 長	櫻 井 清 禎
子 ど も 家 庭 課 参 事	今 野 正 祐

議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協議事項

- (1) 新中学校整備スケジュールについて
- (2) 令和3年度放課後児童クラブ事業について

第4 その他

第5 閉会

午前10時 開会

日程第1 開会

○総務課長（佐々木義則） それでは、おはようございます。

皆さんおそろいとなりましたので、令和2年度第1回美里町総合教育会議を開会させていただきます。

なお、本日、冒頭により写真の撮影、録音について申出がありましたので、許可しておりますので御了解いただきたいと思います。

日程第2 挨拶

○総務課長（佐々木義則） それでは、初めに、相澤町長より御挨拶を申し上げます。

○町長（相澤清一） どうも皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、今日は、令和2年度第1回美里町総合教育会議に御出席を賜りましたことに感謝を申し上げます。常日頃より、皆様方には本町の教育行政に関しまして御尽力、また御指導いただいておりますことに改めて感謝を申し上げさせていただきます。今、次第を見まして、第1回目ということで、本年度コロナの感染症の関係もありまして、実施しなかったんだなど、そういうふうにいるところでございます。

おかげさまで、本町もつつがなくここまで過ごしておりますけれども、今年4月14日にコロナ感染者5人目が出まして以降、このように出ておりませんが、非常にそういう面では大変な時期を過ごしたなど思っております。まだまだコロナ感染も終息には至っていないというような状況でございます。また、今後冬に向かって、インフルエンザ、それからコロナと、混合した形での感染が非常に心配されるところでございます。本町としても、コロナ感染症対策をしっかりとしておりますけれども、子供たちの、インフルエンザの中学生以下の無料の注射をしたり、様々な対策を講じてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

教育委員の皆様には、これまでコロナ感染症対策で様々な御心労を煩ったのかなど、そういうな思いをいたしております。幸いにして、子供たちからの感染もなく、順調に学校に通い、そして保育所も含めまして通園、通学しているということで安堵しているところでございます。そのような中で、我々はいろいろな危機感をしっかりと持ちながら、今後のコロナ対策をしてまいりたいと、そういうふう思っております。

本町でも教育行政に課題は山積をしております。そのような中で、授業が遅れているのもありますし、町としてのイベントも当然中止しているものもございます。今年度はそういう面で

は大変な半年なんだろうなど。これがいつ終息するか分からない、そういうふうな状況の中でございますけれども、将来を見据えたしっかりとした形で行政運営を進めていかなければいけないと、そのように思っているところでございます。

今日は、「新中学校整備スケジュールについて」と「令和3年度放課後児童クラブ事業について」の2点について御協議をいただくこととなります。皆様方からは様々な形で御指導をいただいておりますけれども、今日もこのような形で協議事項について忌憚のない御意見などをいただきながら、今後も教育行政をしっかりと進めていく覚悟でございますので、ぜひとも皆様方にも御指導を今後とも賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（佐々木義則）　続きまして、大友教育長から御挨拶をお願いしたいと思います。

○教育長（大友義孝）　皆さん、おはようございます。

町長さんには、教育委員会としてのいろいろな学校行事、いろんな取組につきまして御理解、御支援いただいておりますことを誠に感謝申し上げます。

今年は、ただいま町長からお話がありましたように、新型コロナウイルスの感染症対策のため、学校行事などの規模を縮小したり、中止をしたりということで、現在のところ子供たちにも感染者がなく過ごさせていたいただいているところでございます。

先日まで、中学校は修学旅行を取りやめにしているところもありますけれども、それに代わる取組を今検討させていただいているところでございます。再来週になりますと、1つの中学校が秋田方面に修学旅行に行くと、こういうことを決められております。ただ、日程的にも、通常ですと2泊3日というところなんですけど、これを1泊2日に縮めたり、そういった取組で実施させていただいております。

小学校の修学旅行につきましても、本来ですと春、5月、6月あたりが一番多いんですが、日程をずらしまして、もう既に行ってこられた学校もあります。これから行くところもありますが、行ってきた校長先生のお話を聞きますと、ホテル側も大分子子供たちに対して感染しないような配慮をいただいているというふうに伺っているところでございます。

運動会につきましても、私どもも町長さんも来賓という部分については今回は御遠慮いただくということでさせていただいておりますけれども、私どもも遠くからその様子をうかがっているところですけども、やはり子供たちにとってみれば、外でそういった活動をするというのはすごく喜ばしいことだなど。また、保護者の皆さんも外ですから、やっぱりいろんな話をされているような光景を見てまいりました。

町として、教育委員会の考え方を示させていただきましたGIGAスクール構想につきましても、着々と今進めさせていただいております。本当に感謝申し上げたいと思います。

今日は、まず1回目の総合教育会議ということでございますけれども、どうぞ教育委員の皆さんからの意見を頂戴し、町長さんの意見も頂戴し、今後の進め方等々につきまして、いろいろと協議をしてみたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは初めに、本日の会議録署名委員の選出につきまして、事務局のほうからお諮りさせていただきたいと思います。

本日の会議における議事録の署名につきましては、後藤委員と大森委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

日程第3 協議事項

○総務課長（佐々木義則） それでは、早速、協議事項に入らせていただきたいと思います。座って進めさせていただきます。

本日の協議事項は、「新中学校整備スケジュールについて」と「令和3年度放課後児童クラブ事業について」の2点の事項について御協議をお願いいたします。

初めに、1点目の「新中学校整備スケジュールについて」を協議いたします。

資料等について、建設課のほうから御説明をさせます。

○建設課長（花山智明） おはようございます。建設課の花山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、新中学校整備スケジュールについて説明させていただきます。

新中学校整備のスケジュールにつきましては、昨年度より委託業務等を発注し進めてまいりましたが、皆様御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の関係で工程を精査した結果、開校予定時期が令和7年4月となりましたので、その詳細について説明申し上げます。

昨年5月に、教育委員会より教育財産の取得申出があり、その後、本格的に新中学校建設事業を進めてまいりました。

初めに、昨年度からの経過について説明いたします。

令和元年度につきましては、先ほど申しましたが、令和元年5月23日に教育財産の申出がご

ございました。同じく、同年6月の議会において、基本設計、地質調査、PFIの導入可能性調査、不動産鑑定等の関係予算を計上しております。

令和元年7月には予定地の地質調査業務を契約し、同年9月には民間活力導入可能性調査の契約をしております。令和元年10月には民間活力導入可能性調査においてPFIに伴うサウンディング調査を実施しております。また、11月には予定地のボーリング調査を始めております。

令和2年2月14日に関係地権者様に地質調査の結果の報告を行っております。令和2年2月18日には議会全員協議会で地質調査及び導入可能性調査の報告をしております。同じく2月25日には総合教育会議で同じく地質調査及び導入可能性調査の報告をしております。

本年度につきましては、4月に昨年度予算を取得してございました造成、基本設計業務、予算繰越ししてございましたので4月に契約しております。同じく4月にPFI事業の事業者選定支援業務を契約しております。それで、9月に造成の実設計業務のほうを契約しております。

直近の予定としましては、本日総合教育会議で説明させていただきまして、明日、地権者、関係者にスケジュールに関して説明を行います。あと11月5日の予定でございますけれども、議会の全員協議会で同じくスケジュールに関して説明をする予定となっております。

次に、工程について御説明を申し上げます。

工程につきましては、冒頭お話ししたとおり、新型コロナウイルス関係により関係機関や委託業者との打合せ、協議等が年度初めから5月末まで行えないような状態にあり、緊急事態解除後は皆様もよく聞いているかと思うんですが、テレワークなどで打合せ等を進めてまいりましたが、対面等での打合せとは異なり、平時のような速度感ではなく効率的ではないもので、工程に遅れが生じてきたものと考えております。

許認可関係につきましては、一番時間を要すると考えております農振の除外について、手続きをスムーズに進めるため、土地収用法の事業認定取得を進める予定とし、宮城県と協議してまいりましたが、新たに用地取得しPFI事業で学校建設を行う事業で事業認定を得た事例が県内になく、宮城県で近隣の県に照会をしていただき、それでも近隣県でも事例がなく、国への照会となりました。これらの作業も新型コロナウイルスの関係で通常より時間を要し、最終的な回答は、学校の実設計後に事業認定の申請ができるとの回答であったため、現在考えているPFI事業との工程と整合性が図れないため、事業認定を取得せず農振除外を進めることといたしております。これらの積み重ね等でおおむね6か月程度の遅れが生じ、当初予定しました開校時期に変更が必要となったものであります。

変更後の工程の概要としましては、PFI事業の事業者選定を来年度末、令和4年3月にな

る見込みでございます。

農振除外につきましては、今年中に除外の申請を行い、来年6月頃までに除外を完了する予定で、その後、農地転用、開発行為について許可申請を行い、来年10月頃に許可を得る予定としております。

用地取得につきましては、その後速やかに進めてまいりたいと考えております。用地取得に関しましては、農振除外前の取得方法なども今後検討する考えでございます。

中学校の建設工事については、令和4年度に造成工事と建築の設計を行い、令和5年、令和6年度で建築等工事を行い、令和7年4月の開校を目指すこととしております。

説明は以上でございます。

○総務課長（佐々木義則） それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等お願いしたいと思います。

○町長（相澤清一） 何か、どうぞ。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） 今の説明で、ちょっと分かりにくいことがありましたので質問させていただきます。

まず1つの質問は、このPFIの手続きは、これを具体的にどういうふうなことをなさるのか、それが新型コロナウイルス感染の拡大とどういうふうな関係あるのか、説明していただければありがたいのですが。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、PFI関連、民間活力導入に関することにつきましては、補助執行ということで私のほうでやらせていただいておりますので、補足説明ということで説明をさせていただきたいと思います。

まずPFIの簡単な流れを言いますと、まず町としてもその事業を実施するための実施方針というのを作りまして、あとはどういうものを造ってほしいかということで要求水準というのをつくって公表をして、そしてまず事業者の意見も聞きながら調整をして、そして調整したもので事業費をしっかりと積算をして事業費を決めなければならないというところもありまして、それを決めた上で公募をします。公募をして、応募いただいて、そしてその中でいろんな提案をいただいて、そしてその一番いいものを提案していただいたところと交渉を進めていって、契約を締結するという流れになるのですが、うちの町でもまだやったことがないと、こういう事業でございまして、これを支援する業務を日本経済研究所というところに委託をして現在進めているというところになっております。

それで、まず1つは、コロナの影響といたしましては、町と日本経済研究所とのやり取りが、

日本経済研究所自体は東京の業者でございまして、まずは当然行き来ができない、人と人との接触が当然制限されておりましたので、やり取りができないということで、当初はメールでのやり取り、その後に遅れてウェブでの会議等々、こういうものもやってきたのですが、やはり、これまでいろんな事業を進めてくる際に対面でやってきたというところもございまして、そういう部分でちょっと不慣れなところもあったと。あとは、やはり意思疎通を十分取るためにはなかなか難しいところもあったというようなどころもございまして、まずは町と日本経済研究所の打合せがなかなか十分に進まなかったというところがございます。

もう一つが、日本経済研究所と協力会社、技術的な部分を日本経済研究所で協力会社を募って委託というか、下請的になるんですが、まずは技術的なアドバイスをもらうところと下請として契約している。

あとは、もう一つが法務関係です。いろんな法務的なチェックもPFI事業で必要になりますので、そういうものの法務関係のチェックもしてもらうということで、それも委託していると。コントロールは当然日本経済研究所でやっておるのですが。

それで、日本経済研究所とそちらの協力企業の打合せも、やはりコロナの影響で十分にできてこなかったというところがあるのではないかなというところがございます。

あともう一つが、企業、これは受け手側です。町のほうが事業を発注する際に、受け手側としてこの事業に参加するためには、特別目的会社、SPCと言われておりますけれども、グループを組んで参加するというふうなところになるのですが、やはりコロナの影響でそういう打合せを、企業間の打合せですね、受け手側の打合せがやはりなかなかできなかった。なので、例えば、町として進めたとしても、受け手側の体制が整わないというようなことをいろいろな企業からの話で聞いておまして、そういうところも一つの要因になるのではないかとこのところがございます。

あともう一つ、大きな影響があったものが、土地の造成の設計です。これをきちんと積算した上でPFIの事業に組み込んでいかなければならないんですが、それに遅れが生じてきたと。その理由といたしましては、昨年6月の議会の中で、まずは適地であるかというところを、地質調査をしっかりとった上で判断するというので町長のほうでお話をしているということでございまして、ほかの業務は取りあえずそれが決まってから、適地ということを確認してからだということで、議会との約束というか、議会にそういうお話をしているというところがございます。その結果が出たのが、先ほど建設課長からのお話がありましたが、今年の2月になってからその結果が出たと。調査の結果、適地であるというような御説明を議会のほうにさ

せていただいて、それをもって土地の造成の基本設計のほうに入っていったということでございます。なので、その基本設計が決まって、その後実施設計が入りますけれども、その辺の進み具合が非常にPFI事業に影響を与えるというようなところもございまして、それもちょっとずれ込んだということが一つの大きな原因になるのではないかなというようなところがございます。

PFIに関しては以上のような状況で影響があったというようなところがございます。

○町長（相澤清一） 私からいいですか。

○総務課長（佐々木義則） はい。

○町長（相澤清一） 今説明をいただきました。こういうような状況の中では、当初よりも1年ぐらい延期した形で中学校建設がなされるのかなと。状況は当然分かりましたけれども、そういうふうな中で、やはりコロナ感染症がなかなか終息のめどが立たないというのも、これも現実です。来年度どのようになるか分からない。

これらを踏まえて、今年度の反省として、そのような遅れが今後もまた生じ、また1年延ばす、2年延ばす、そのようなことは絶対にあってはならない。やはり我々は父兄の皆様、子供さんたちの将来を考えてこのような統合計画を立てたんですから、そういうふうな遅れはないようにしなければいけない。当然、説明もしなければならぬし、そういうふうな観点から考えると、やはり最終的には令和7年がタイムリミットであります。その前段として、やはり前々から仕事の準備をし、幾らかでも何かの対応のときには余裕を持ってできる、時間をある程度切って、その前に仕事をするということが重要だと思います。ですから、そこに行ったときに、ああ、駄目だったから、また延ばせばいいという話では当然ありません。町民との約束、父兄との約束もございまして、そういう面もしっかりと担当課では考えながら、これはぜひしっかりと進めていかなければいけないと思います。あらゆる点から情報を集めながら、担当課と教育委員会と常にコンタクトを取りながら怠りなく進めていくようお願いしたいと思いますので、その辺の考え方についてお聞かせいただければと思います。

○建設課長（花山智明） 我々も、先ほど説明申し上げましたけれども、今回コロナウイルスという本当に不測の事態が生じて、いろいろ努力してまいりましたが、どうしても当初予定していた工程にはなかなか難しいのかなということで、今回1年の延伸ということでお話しさせていただきます。

先ほど私が申したとおり、なかなか打合せ等ができない時期がありましたけれども、今は、まだ当然平時ではないので、普通のとおりにはなかなか進めない部分があります。当然この事

業に関しましては、教育委員会と一体になって進めていかなければいけない部分ということで、常に連絡等は取り合って進めていますし、当然、今回令和7年4月という目標というか、開校予定を示しておりますけれども、いろんな作業につきましては遅れることのないように、できることはスピーディーに今後進めていって、逐次その状況も皆様に説明できるような状態で、教育委員会と一体となって進めてまいりたいと考えております。

○教育委員（留守広行） 1つよろしいですか。

○総務課長（佐々木義則） どうぞ。

○教育委員（留守広行） すみません、よろしいですか。

遅れも生じているという理由は分かったんですけども、国のほうに照会した結果、こういう方法であればいいという返答は来ておられるのでしょうか。その辺は、そのことによってこういう農地の除外、転用のほうがスムーズに進むというふうに、もう大体は確認されておられるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○建設課長（花山智明） 先ほど説明いたしました農振除外に伴う土地収用法上の事業認定の取得の件でございますけれども、先ほど私が申しましたが、なかなかそのPFI事業で、用地を取得して学校を建設する、しかもそれをPFI事業でやるというのが、なかなか近隣で最近ない、近隣県ではないということで、宮城県で認可、許可を出すものでございます。その結果として、県は国のほうに照会をかけていただいて、結果としましては、PFI事業だからといってその事業認定が取得できないということではない。ただ、審査するのに詳細な設計がないとそれができないということです。

いわゆる通常の、従来型であれば町で設計をして建設をしていくというような流れになるんですけども、PFI事業ですと、PFI事業者を公募しまして、その公募をして提案をいただき、その提案を町で審査をして、一番いい業者を選定して、その提案に基づいて詳細設計をしていただくということになります。そうしますと、詳細設計をする時期がPFI業者が決まってからでないと詳細設計ができないということで、今我々が考えていたのは、PFI事業者を定める前に用地を取得したい。ですので、農振除外のその前にしたいということになりますので、どうしてもスケジュール感が合わないということになりましたので、今回その土地収用法上の事業認定を取って農振除外をするということはやめまして、通常に認定を取らずに農振除外を進めるという方針で進めてまいるところです。先ほど私がちょっと説明させていただきましたけれども、工程表にも出ていますが、一応年内中に申請をして、おおむね6か月程度でその除外の手続きを完了するということですので、なるべく早く除外できるように、今、

鋭意進めているところでございます。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） 僕、まだ、その遅れた理由が十分理解できていないので、その辺から質問させていただきます。

今まで分かったのは、その打合せが新型コロナウイルス感染拡大の影響でできなかったということは分かったんですけども、次、この造成基本設計というものは、これは議会との約束事があって遅れたんだという。そうすると、ここの工程表にありますように、前のときには造成基本設計をこういうふうにすると、すると、用地取得とその造成基本設計との関係はどんなふうになっているのでしょうか。単純に分からないんで質問しているんですけども、用地取得をしなくても造成基本設計はできているわけですね。もうこれは、これだけの用地を取得するんだから、その造成基本設計というのはどんな造成したらいいのかという前提に立っているわけですね。そうすると、この用地取得ができなかったのは、先ほど建設課の課長さんの説明では、PFIとの絡みもあるような説明だったんですけども、それはどんな絡みがあるのでしょうか。

○建設課長（花山智明） 今、後藤委員さんの御質問は、工程表の④と⑤の用地取得と造成の基本設計、実施設計のところのタイムスケジュール的な整合性というか、それがどのようになっているのかということかと思うんですけども、すみません、冒頭でお話しすればよかったです。

まず、この工程表でございまして、黒が、教育委員会で作りました新中学校の基本計画のときの工程が黒の線です。赤が今回工程を精査した結果として1年開校が延びるという線になっております。黒の線でいきますと、④の用地取得が令和元年の12月ぐらいに取得というような線にはなっているんですが、実は、昨年5月に教育委員会からの財産の申出がありまして、予算を取得して進めてはいたんですけども、その段階で地質調査などをしながら、我々も事前協議というか、そういうので関係機関と当然話はしているんですけども、その段階でやはり農振除外してからでないとうちが取得できないというのがありましたので、既に昨年度の段階で、用地取得に関しましては今年度末を予定しておりました。令和3年3月ぐらいの用地取得を予定しておりました。いわゆる今年度中に、先ほど申しました農振除外であったりとか、農地転用であったりとか、そういったものを完了させて、今年度末に用地取得する予定でおりました。そうしますと、PFIの事業者が当初ですと今年度末に決定する予定でしたので、それまでには用地取得ができるであろうということで進めていたところでありまして、

その用地取得に関しまして、造成設計の中に許認可関係のいわゆる協議であったり、申請と

いった業務も入っておりますので、黒い線ですと実施設計が今年度いっぱいかかるようになりますので、その用地取得と合ってくるんですけども、いずれその当初の用地取得が、黒い線がちょっと前倒しというか、このようになっておまして、実際としましては今年度末を予定している。それが、先ほど申したとおり、基本設計が議会等の関係で4月に発注して、実施設計のほうも9月に契約しております。そういった関係でずれ込んでおりますので、用地取得自体が今の目標としましては令和3年中、令和3年12月ぐらいまでには取得をして、来年度末までPFIの業者さんが決定するまでには確実に契約を終わらせておきたいなど、そういったスケジュール感になっているところでございます。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） そうすると、用地取得が遅れたのは、先ほどあった造成基本設計が議会との絡みで地質調査、適地かどうか判断したということで、それが遅れたのでこの用地取得も遅れたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○建設課長（花山智明） 今、後藤委員さんがおっしゃったとおり、おおむねそのような形で、もっと早く契約をして関係機関との調整などを進めていけば、もう少し早く取得できた可能性もあるかと思えますけれども、その遅れと、あとは許認可関係で、我々が少し考えていたよりも時間を要するということもございまして、用地取得に関してはこのような形でずれ込んでいるところでございます。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） 関係機関との交渉が遅れた理由はどのようなものがあつたのでしょうか。

○建設課長（花山智明） それに関しましては、先ほど申しましたけれども、コロナウイルス感染症の関係でなかなか打合せ等ができなかったこと、あとは、繰り返しになりますけれども、造成の基本設計、実施設計関係の発注が遅れてずれ込んでいたことによって、いわゆる資料の作成等がその委託業者で作るようになりますので、その辺も含めてずれ込んできているところでございます。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） そうすると、用地取得にもコロナの影響が出ているんだという理解でよろしいわけですか。

○建設課長（花山智明） はい。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

○総務課長（佐々木義則） そのほか御意見、御質問のほう。

○教育長（大友義孝） じゃあ、2つ質問と、あと意見ということで、1つ目は、今の建設予定地は水田になっていますから、来年の作付がどうなるのかという部分と、それに関わるんです

けれども、開校が1年ずれて4月ということなんですけれども、4月ではなくて、例えば3か月前とか、4月に限定しないで考えることはしたんでしょうかという2つです。やはり4月が一応新年度の始まりなんですけれども、そうじゃなくて、例えば、縮められるものであれば1月とか、そういったこともあるんだろうなというふうには思っているんです。

それともう一つ、意見といいますのは、単純にこれはハード面で今動いていますけれども、実は教職員の配置にもすごく影響するんです。もう今、計画は令和6年4月で調整をかけていますので、それが1年延びるのか、また今話したように3か月前になるのかでも、また違う状況で私は協議しなければならないということにもなってきますから、その辺の見通しはどうなっているのかなど。

その水田の関係と、もうちょっと早く、1か月でも2か月でも早くできないのかという部分。それが質問といいますか、教えていただければと思います。

○建設課長（花山智明） 1点目の、今、水田でありますので、作物の作付が来年可能かという話ですけれども、これに関しましては、明日地権者様に説明会を開きますけれども、用地取得が当然早まれば、早く取得したいというのは当然あります。ただ、いずれにせよ、仮に来年の今ごろ用地取得できたとしても、もっと早く取得できたとしても、来年度に関してはいろいろ工事が入るとするのは難しいと考えておりますので、作付はできるということで話をしたいなと思っております。

あと、開校時期が今、令和7年4月ということで予定しておりますけれども、それを少しでも早く前倒しとか、そういったのを検討はしなかったのかという御質問ですけれども、当然うまく進んで早く終わるようであれば、それに関しては随時教育委員会さんのほうと協議をさせていただいて、早く開校するということはあり得るのかなとは思っておりますが、工程をひいた中ではどうしても、ちょうどという大変ですけども、1年スライドするような形になっておりますので、令和7年4月ということで今回お示しさせていただいております。今後いずれ進捗に関しては、随時教育委員会とのほうと連携しながらやりますので、随時進捗に関しては情報を共有しながら、もしそういった少し前倒しができるようであれば、それに向けてやるということも当然あるかと思っておりますので、それに関しては今後の進捗を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

来年、できる限り早くできるものは進めていってほしいなと思っておりますし、もう一つは、水田ということであるならば、例えば、5月の作付をして、収穫するまでだと早くても9月末、そ

の間は売買契約ができないということなのか。それとも、単純にですけれども、水稲作付をしなければ青田売買にならないので、契約はできるということになるのか。そこはちょっと私にも分からないところがあるんです。今の工程を見ると、水稲作付をして、そして10月以降の売買契約というのが通常だと思うんです。ですけれども、先ほど用地取得は除外前の契約も考えていかなければならないというお話しでさっき説明を受けたんですけれども、そういったときに、用地取得のタイミングが随分変わってくるんだらうなというふうに想定できたので、その辺ちょっと心配なところはあるなと思いました。その辺、契約はやっぱ水稲作れば10月以降ということになるんですか。

○建設課長（花山智明） 用地の契約なんですけど、一般論でいえば、それは土地の所有者と町との契約ということになるので、恐らく今でも了解を得れば契約ということは可能だとは思いますが、いわゆる農振除外を担当している宮城県の方と協議をしておりますけれども、基本的に除外前の用地の契約はしないでくれという話がされております。いわゆる、万が一、除外できなかった場合、その契約自体がふいになってしまうということを県としては心配しているのかなと。ただ、実際この公共事業で、例えば、民間のスーパーマーケットとか、そういう大きい会社であればそういうこともあり得るのかもしれない。公共事業なので、我々としてはちょっとそういうことはないのかなと思いつつながら、一応県のスタンスとしましては、農振除外後に契約をしてくださいというような話があります。

ただ、この工程表の中で、PFI事業者の募集をする際に、基本的には用地を取得していたほうがベストであろうと。いわゆる事業者が応募してくる時に、用地はどうなっているんですかという中で、もう取得済みですというのが当然ベストではあるんですが、今回はそれにはちょっと間に合わないような工程になるので、作業中ですという話になるかと思っております。そういった中で、本来であれば土地収用法上の事業認定というのもそういった意味でも取得はしたかったんですけれども、それがなかなか叶わないというのもありまして、今回県とか国とかと協議、相談した中で、先ほど申したとおり、除外前の取得、仮登記というような方法があるというような話もありまして、そういったことも既に今視野に入れながら検討をしているところです。ただ、それも検討中であって、必ずしもそれでいくということではありませんので、今の工程としては一般的なやり方で示しております。

あと、その稲作を、例えば、作付しているから買うとか買わないではなくて、その辺は契約の際に、本来であれば引渡しは、いわゆる更地のような状態で頂くということになるので、作付していればそれを撤去というか、してもらって引渡しになるので、いわゆる作付後の契約に

なってしまうと、例えば、その分を補償しないといけないとか、そういったことになる可能性もあるんですが、今回は引渡しを稲刈り後に、仮に作付してから用地の契約をした場合に、いわゆる刈り取り後に引渡しをいただくというようなことになるのかなと思いますので、作付はしていただいて、稲刈り後に契約の引渡しを受けるというようなスケジュール感で今考えているところです。ですので、作ったものに関して、途中で刈って補償するとかということではなくて、来年度は通常で作付していただいても工程的には収まるのかなと考えているところでございます。

○教育委員（成澤明子） 1つは、民間のいいところを活用してPFIと契約するわけなんですけれども、そのときの契約期間は一応何年ぐらいを見込んでいるかということが1つと、あとはやっぱり何度も話も出ているんですけれども、子供たちは日々成長しているわけで、小学生の子が中学校に行くとか、中学生の子が高校に行くとかということで、それぞれのおうちでの計画もあると思いますので、やっぱりいろいろな遅れた理由はありますけれども、とにかくなるべく当初の予定に近づくような形でやっていけたらなと思います。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、契約の関係でございます。

契約に関しましては、設計施工、これにつきましては3年間で計画していると。あと、その後、維持管理がございますので、その維持管理につきましては15年を見ているというようなところで、契約期間は全体で18年間の長期契約になっていくというようなところでございます。

○建設課長（花山智明） 当初計画になるべく近づけていただきたいというお話で、先ほど私が話しましたけれども、一応今回令和7年4月ということでお示しさせていただきました。これからは当然鋭意努力してまいりますので、それが少しでも前倒しになれば、それに関しては随時教育委員会のほうと連携させていただいて、もし少しでも早く開校可能であれば、それに関してはそういった形で進めていければと思っております。

○教育委員（成澤明子） それに関連して、学校を新しく造るっていうことになったんだけど、保護者というか、町民といいますか、皆さんはやっぱり、どこまで進んでいるのかなっていうのはすごく考えていると思うんです。それで、こういう当事者はすごく動いているんだけど、その動いている様子っていうのは外に発信しないことにはなかなか分からないと思いますので、この程度ならここまで進んでいるというような進捗状況が……何だろう、あるいは、なかなか言いたくないような部分もあるかもしれませんが、やっぱり進捗状況を公開していくということは、じゃあ自分たちも一緒に協力できるように支えていこうという気持ちに

もなると思いますので、そういうことも必要かなと思います。

○総務課長（佐々木義則） それでは、今の関係については、ただいま委員さんからお話があったとおり、当然町として、このスケジュールがずれるといったことについては町民の皆さん、また保護者の方々にも大きく影響があることでございますので、その辺については、これらの内容をもう少し、なかなか内容の説明の方法等も分かりにくい部分もございますので、その辺は整理させていただきながら、町民の皆様これら情報について、ホームページなどを活用しながら説明責任を果たしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○教育委員（成澤明子） ありがとうございます。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） 1つお願いですけれども、これ以上遅れるようなことのないように、コロナがこれからどうなるか、予想は誰もつかないと思うんです。それをまず自分の頭に置いておいて、どうしたら遅れないようにできるか、それをちゃんと考えておいて、また遅れてしまったなんて、これ町長さんのお話にありましたけれども、そういうことのないように、建設課を中心に、それから室長さんもだと思えるんですけれども、きちんとやっていたらかかないと、これ以上遅れたりしたら、また保護者、住民の方に説明がつかないんじゃないかと思うんです。その点、よろしく願いしたいと思います。

○教育委員（大森真智子） すみません、1点いいでしょうか。

○総務課長（佐々木義則） はい。

○教育委員（大森真智子） すみません、今皆さんがおっしゃったことで、もう本当に十分なんですけれども、本当に一日も遅れないようにということをお願いしたいなというところもありますが、実際その教室、校舎に入れる保護者としては、もう本当に極端な話ですが、1日開校が遅れたとしても安全を第一に確保していただきたいということがまず第一にありますので、急いでというか、ちょっと素人感覚で申し訳ないんですけれども、急いで工事したからここがこうだったとか、こういう部分はそのPFI事業の中でも抜け漏れていたとか、そういうことのないように、有効にこの延びた1年を使っていたらいいというのが1点と、あとは、令和6年度の開校準備というところも、このグラフを見ると、恐らく3か月ぐらいはあるような感じなんです。すみませんが、ちょっと見方が違っていたら申し訳ありません。極端な話、明日から子供たちが使える、もう入っていけるというようなところというのは、このグラフでいうと何月ぐらいなのかということと、今の段階で何か月ぐらい4月開校に向けて、余裕があるのか。もしくは、ここがぎりぎりまでなくて、令和6年3月までぎりぎりかかりますという

ことなのか。

あと、これもちょっと素人判断で申し訳ないんですが、今皆さんが言ったみたいに、コロナであったりだとか、ちょっと予期せぬことがたくさんある中で、自然災害なんかもあると思うんですけれども、今後やっていくこの事業の中で、可能性として遅れが出てくるのであればこの辺なんだろうなというのが、もしなんです、あれば構わないんですけれども、教えていただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○建設課長（花山智明） まずお示した令和7年4月開校、ここは遅れないように当然進めてまいりたいと思っています。おっしゃるとおり、工事が相当な大工事に入ってまいりますので、当然それは安全第一で事故があってはならない。これは学校の工事だけではなくて、工事というのは事故があってはならないものです、それは業者には難しい要請になりますけれども、スピーディーに、しかも安全に、確実に進めてもらう、これは我々責任を持ってそういった監理をしてまいりたいと思っております。

開校時期、どのぐらい前倒しできるかという、その辺に関しては、この工程自体が一般的なこのくらいの規模であればこのくらい工事はかかるでしょうということで3年度で線を引いております。造成の工事に関しましては、昨年地質調査の説明でお話しさせていただいたんですけれども、どうしても沈下が発生すると、どうしても軟弱地盤ということで、それで長いところで11か月ぐらいその沈下に時間を要するということですので、やはり造成工事に関しては1年程度はどうしてもかかるであろうと。建築工事、今は2年を見っておりますけれども、これに関して、やはりPFI業者のほうでいろんな提案があります。そのスピード、いわゆる工期です。工期に関してもどういった感じでそろってくるのか、その辺は出てきた業者との最終的な詰めによって、もしかするとここが詰まるような工程で持ってくる業者があるのかもしれませんが。ただ、極端に半分で終わるとかということはないかとは思いますが、なるべくその辺に関しても早く終われるところがあれば、そういったものも取り入れながらというふうを考えているところでございます。

あと、何かの不確定要素で遅れということですが、これに関しては、当然7年4月予定ということでもう示していますので、何度も繰り返しですが、それを目指して鋭意頑張りますけれども、今まで想定外だったというような話をしているのが、実は、例えば、東日本大震災だったり、今回のコロナウイルスだったり、本当に一昔前であれば想定外と言っていたことが実際にあるわけで、ここ10年ぐらいで起きているのが事実です。今後こういった災害

が起きるっていうのは、これは誰にも分からないことで、仮に、東日本大震災級の例えば地震が起きたとすれば、これはそのとき建設工事をしていた経験でいけば、やはり造っていた、そこまで進んでいたものが破損をしてやり直しになったものもございます。それは想定できないんですけれども、そういったことが起きれば、これはやはり遅れる可能性というのはありまして、これに関しては当然想定できませんので、それ以外で平時で進めば、この令和7年4月というものを目指して頑張ってもらいたいと考えております。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、ちょっと補足というか、開校というか、この工程表に書いている開校準備というところがございますけれども、今のところは、基本的に2月末日までには全て事務器等々も入りまして、工事としては完成する。中の備品含めてです。そして、あとは学校の先生がいろいろチェックしたりとか、準備をしたりとかという期間がございますので、そういうもののために、ぎりぎりにできるという計画ではなくて、1か月前に物についてはできるというようなところで、できるだけこの余裕は持ちたいなというところが正直なところでございます。早く造ってチェックをしっかりと、そして早めに学校の先生方、予定する先生方に確認をしていただくと、こういうようなところなのかなというふうに思っております。

○総務課長（佐々木義則） そのほか、皆さんから御意見、御質問等ございますでしょうか。

○教育委員（留守広行） よろしいですか。

○総務課長（佐々木義則） はい。

○教育委員（留守広行） 農地のほうを今先行して農振除外と農地転用というふうに進めていただいているというお話いただきました。本来の進め方は分かりませんが、やはり十分に関係機関と話し合いをしていただいて、後からこれが足りなかったとか、やっぱりとかっていうふうなことがないようにお願いしたいと思うんです。そういうことが出ますと、また時間的に準備する時間がかかろうかと思っておりますので、いろいろ話し合う、そういうふうなのがなかなか今やりづらい面もあろうかと思っておりますが、情報のほうをどうかキャッチしていただいて、やっぱり用地のほうを早めに取得していただきたいというお願いでございます。お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは、大体御意見、御質問等も出たのかと思います。この関係については、皆様から今いただいた意見を参考にいたしまして、今後、開校スケジュール的には1年間延びるということになりますが、その間、なおさら今いただいた意見の内容を十分に確認させていただきながら、現事業を進めていくといった形で進めてまいりたいと、こういうことでございますけれども

も、その方向性ということで確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、そういったことで、いただいた意見を参考に進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、続きまして、2番目の議題であります「令和3年度放課後児童クラブ事業について」の協議に移らせていただきたいと思います。

資料の内容につきまして、子ども家庭課からまず御説明を申し上げます。

○子ども家庭課長（櫻井清禎） 皆様、大変お疲れさまでございます。子ども家庭課の櫻井と申します。よろしくお願いいたします。本日は、子ども家庭課から令和3年度放課後児童クラブ事業について御説明させていただきます。

現在実施しております放課後児童クラブ事業につきましては、年々利用児童が増加していること、また、実施している施設の老朽化が進んでいることから、このようなことを踏まえまして来年度以降の事業を実施していきたいと考えております。

詳細説明につきましては今野参事のほうから行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○子ども家庭課参事（今野正祐） それでは、私、子ども家庭課参事の今野と申します。私のほうからお手元にお配りしました、令和3年度放課後児童クラブ事業につきまして御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1ページ目をめくっていただきまして、2ページ目、右上に資料1と書いてある資料をご覧ください。

こちら資料1でございますが、現在の放課後児童クラブの設置状況でございます。

まず、5つの枠に区切られてございますが、現在町内で5か所、放課後児童クラブを事業実施しております。

まず、左から牛飼放課後児童クラブ、こちら現在定員45人で、健康福祉センターさるびあ館、こちらにございます牛飼児童館にて実施しております。

その右側に行きまして、不動堂放課後児童クラブ、こちら定員105人で、現在不動堂児童館を実施場所として展開しております。

その右に行きまして、北浦放課後児童クラブ、こちらは定員20名、北浦小学校の1教室を利用させていただきまして事業を行っております。

下に行きまして左手、青生放課後児童クラブ、こちら定員20名、こちらは青生コミュニティセンター、その中にございます青生児童館で事業を実施しております。

最後になりますが、その右手、南郷放課後児童クラブ、こちらは定員45人で、南郷児童館を実施場所として事業を行っているところでございます。

現在、町内の5か所で放課後児童クラブを行っておりますが、その下に記載したとおり、近年いろいろと表面化しております放課後児童クラブの問題点が発生しております。

まず第一に、先ほど課長のお話にもございましたが、実施施設の老朽化、これが第1点目に挙げられます。

2つ目には、利用申込児童の増加が挙げられます。

最後ですが、4年生以上の利用要望への対応が問題化されております。

次のページ、資料2をご覧ください。

こちらは放課後児童クラブの平成25年からの利用推移になります。

まず、左手のほうに児童クラブ名が記載しております。

一番上には牛飼放課後児童クラブ、こちら、その下に小牛田小学校区と中塚小学校区という記載がございますが、牛飼放課後児童クラブには、この2つの学区のお子様方を集めて事業を実施しているところでございます。現在定員は45名でございますが、平成25年から令和2年、こちらを数字を右のほうに辿っていただくとお分かりのとおり、こちらの牛飼放課後児童クラブの利用人数につきましては増加の傾向にあるのがうかがえるかというふうに思います。

続きまして、その下の不動堂放課後児童クラブ、こちらは不動堂小学校区のお子様方を対象にしておりますが、現在105人の定員で実施しております。こちら平成25年から右手のほうに数字を辿っていただきますと、令和2年の106人と、こちら増加傾向にあるのがうかがえます。

続きまして、北浦放課後児童クラブ、こちらは定員の20名で実施しておりますが、こちらにつきましては、平成25年の21人から、令和元年の29人とちょっと突出した数字がございますが、令和2年までほぼ横ばいの状態であるのかなというふうに推測できます。

続きまして、青生放課後児童クラブでございます。こちら二段書きになっておりますが、こちらは青生小学校区の子供を中心に一部不動堂小学校のお子様も来ていただいている状況でございます。こちらの利用人数ですが、定員を20名と設定いたしまして、平成25年の25人から令和2年の20人と、こちら年として若干上下はございますが、ほぼ横ばい、不動堂学区のお子様に来ておりますので、青生小学校区だけに限定いたしますと若干減少というふうな捉え方もできるかというふうに思います。

最後になりますが、南郷放課後児童クラブです。こちらは南郷小学校のお子様方が来ている

ところがございますが、現在定員45人、平成25年の28名から令和2年48名、こちらも増加傾向にあるのうかがえるというふうに思います。

続きまして、資料3をご覧ください。

このような、現在放課後児童クラブの需要度がかなり高まっているという状況、そして一部施設の老朽化という問題も抱えまして、令和3年度の放課後児童クラブの事業方針といたしまして、まず、牛飼放課後児童クラブ、先ほど健康福祉センターさるびあ館、牛飼児童館のほうで小牛田小学校区と中塚小学校のお子さんを集めて事業実施している説明をいたしましたが、こちらを分離させて実施したいというふうに考えております。

具体的には、まず、小牛田小学校区のお子様につきましては、これまでどおり健康福祉センター、こちらのほうに来ていただきながら、ただ、実施場所を2階の牛飼児童館から別の部屋で、小牛田放課後児童クラブとして定員を拡大しながら実施したいというふうに考えております。さらにその下ですが、中塚小学校、こちらのほうですが、こちらも定員を若干拡大した形で、中塚小学校の体育館の中にミーティングルームという部屋がございます。約60平米弱でございますが、こちらのほうで放課後児童クラブを事業展開したいというふうに考えております。

そして、その下でございますが、南郷放課後児童クラブでございます。こちら南郷児童館で実施してきましたが、先ほど施設の老朽化のお話ございましたが、建設から30年を経過しておりますので、こちらにつきましては、令和3年度、来年度ですが、建設したいというふうに考えています。こちらの施設につきましては、南郷放課後児童クラブ、こちらの使用に限定した施設でございます。そして令和4年4月に開設したいというふうに考えています。ただ、こちらの建設場所のほうなんです、その右手に書いてございますが、南郷小学校の敷地内を想定しております。下の定員につきましては、現在〇〇という表記だけにしてありますが、こちらの定員枠、現在の45人から拡大したいと考えておりますが、これは60人あるいは70人程度かなというふうに今のところは想定しておりますが、具体的にはこれからもう少し精査をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、次のページ、資料4をご覧ください。

南郷放課後児童クラブの建設を来年度行いたいというお話をさせていただきましたが、こちらの具体的な施設の整備スケジュールでございます。当然のことながら、来年度建設ということになりますと、今年度から事業着手、つまり実施設計、こちらを行っていく必要がございます。

左上から御説明申し上げますが、上から2番目、実施設計予算議会上程とございます。今申

し上げましたが、来年度の建設に向けては、今年度中から実施設計を行っていく必要がございます。こちらの予算を年内11月頃に上程いたしまして、予算案が可決され次第ですけれども、その3番目になりますが、実施設計業務の入札、そして契約を締結したいというふうに考えます。そして契約締結の後、これは年明けになるというふうに思いますが、南郷放課後児童クラブの建設に向けました実施設計、こちらのほうを実施してまいりたいと思います。こちらの実施設計の期間をおおむね5か月、つまり来年の5月末日くらいをめどに行っていきたいというふうに思います。

さらには、来年度実施設計が終わった後ですが、6月の中下旬をめどに建設工事の公告、そして入札、仮契約、そして8月に入るか入らないかの時期には、おそらく5,000万以上を超える工事契約締結になるというふうに思いますので、議会の契約議決をいただいた後、整備施設建設工事のほうに着手してまいりたいと思っております。おおむねの目安としては8月中旬から、これは令和4年になりますが、令和4年2月末日頃までを工事期間、つまり7か月間ですが、この期間を設定したいというふうに考えております。

また、今回の整備につきましては、国からの子ども・子育て支援整備交付金という補助金を受けてまいろうというふうに考えております。こちらの交付金を受けるためには、4月の時期に交付金の事業計画協議を行う必要があります。そして約2か月後に交付金の内示が参ります。ちょうど下の真ん中辺になりますが交付金内示でございます。そして、この交付金内示を受けると、いわゆる建設工事の着手ができるということもございまして、この交付金内示と、その少し上に行っていたきだき、先ほど申しあげました建設工事告示・入札・仮契約、この時期が一致することになります。つまり、交付金内示があると建設工事の告示ができるということからここを一致させる必要があるということでございます。

最後になります。次のページ、資料5のほうをご覧ください。

それで、先ほど南郷小学校の放課後児童クラブにつきましては、小学校の敷地内に建設したいというお話を申しあげました。ちょっと白黒の地図で大変見にくいところはございますが、ちょうど上が北、下が南側、そして右手が東側になります。ちょうど真ん中に校庭がございまして、右手のほうに築山があるわけですが、この校庭と築山の間、ちょっと今樹木がありますが、この辺を中心に建設したらどうなのかなというふうに現在想定しております。ただ、まだ具体的には、この場所のこの辺というところまでは、検討しておりませんので、今後この白く囲んだ位置のどの辺か、約300平米前後くらいの面積になろうかというふうに思いますが、こちらのほうで検討してまいりたいというふうに思います。

以上、令和3年度放課後児童クラブ事業につきましての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○総務課長（佐々木義則） それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

○町長（相澤清一） 今回の参事さんの説明だと、まだ理解できない部分もあると思うんですけども、この新しい事業をするときには、現在地には建てられないだろうし、要綱というか、補助申請するためには、小学校の敷地内に建設をしなければいけないという、新しい施設を敷地内に建設しなければいけないという条件付ということによろしいのでしょうか。

○子ども家庭課参事（今野正祐） 御説明が若干漏れたということで、大変申し訳ございませんでした。

先ほど、今回の建設事業につきましては、子ども・子育て支援整備交付金という補助金を使うというお話をさせていただきました。この交付金なのですが、実は現在、新放課後子ども総合プランというプランが実施されているところでございます。それで、このプラン内にこちらの交付金を整備するに当たって、今町長のお話にもありましたが、校庭敷地内に造ることによりまして、事業費のかさ上げというものが行われております。通常ですと、国3分の1、県3分の1、市町村3分の1という、3分の1、3分の1、3分の1というのが負担割合であるわけですが、現在このプラン内に、小学校の敷地に造ることによりまして、国が3分の2、県と市町村は6分の1、つまりかなり負担割合が少なく、自治体としては建設工事を行うことができるということがございます。

さらには、事業費に、今かさ上げというのもございます。通常ですと、これ分かりやすい数字で御説明いたしますと、放課後児童クラブを造るのに6,000万かかったといたします。6,000万です。そうしますと、今かさ上げとして3分の2ということになりますので、4,000万が国、そして6分の1、1,000万ずつが県と市町村という形になりますが、当然のことながら事業費というのは6,000万といいながらも、国の補助基準額というのがございまして、補助の上限額を指します。実事業費が6,000万、そうした場合に、今の金額で済みますが、通常、事業というのは、国の示す事業費を超えてしまうのが通常です。例えば、6,000万までは国は補助しようと言っても、実際の工事は8,000万かかるというような場合があります。6,000万につきましては今の補助割合の中で、負担割合で済みますが、6,000万を超えた部分、つまり8,000万と6,000万の差、2,000万につきましては、通常10分の10市町村が払うというのが通常でございます。ただ、今この6,000万という上限額の2倍まで、国が見てくれるというふうなかさ上げが

されております。

ちょっと面倒くさい説明になってしまいましたが、とにかく、小学校の敷地内に今回建設することによって、負担割合、そして事業費のかさ上げが受けられるという、かなり今は市町村にとってメリットがある期間となることから、来年度の建設を目指したといった次第でございます。

以上であります。

○町長（相澤清一） よく丁寧に教えていただきましたので分かりました。ありがとうございます。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） 今回こういうふうにするということが、この2ページ目に挙がっておりますように、実施施設の老朽化と、それから数の増加と。このページを見ますと、老朽化しているのは、今の南郷放課後児童クラブのここが老朽化している。ほかは老朽化していないという理解でよろしいのでしょうか。

○子ども家庭課参事（今野正祐） 具体的に老朽化の施設というところを挙げますと、今、南郷につきましては平成2年に建築されたところでございまして、約30年経過しております。そのほかにもございます。不動堂児童館です。実は、こちらの不動堂児童館につきましても、昭和56年建設ということで、こちらは南郷よりも数年前に建てられておりますので、老朽化も激しくなっております。もちろん、来年度の南郷児童クラブの建設というお話を今日説明させていただいておりますけれども、次に考えるべきところは、当然不動堂、こちらの老朽化に対する対策も、これは次年度以降講じてまいらなければならないというふうに考えております。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） よく分かりました。

それからもう一つ、この4年生以上の利用要望への対応はどういうふうなことになっているのでしょうか。

○子ども家庭課参事（今野正祐） 現在、町の条例では、利用児童を1年生から3年生というふうにしております。ただ、町長が特別に認める場合に際しては、4年生以上の子供も見るといふふうな内容になっております。つまり、定員に余裕がある場合、そういう場合に限っていえば4年生も現在受け入れている状況にはございます。ただ、毎年の利用申込みの時点で、やはりどうしても4年生の申込み全員を受け入れることができない児童クラブが存在するのも事実でございます。今回、南郷地区の定員増、そして来年度の小牛田と中塚の分離につきましてもそうですが、こちらは定員を増加させたいということもあつてのことでございます。

今後につきましては、来年度はすぐ無理かもしれませんが、条例自体を改正して、今までは

1年生から3年生というふうにしておりましたが、それを4年生あるいは5年生、強いて言えば、もう6年生までも受け入れるというふうな内容に改正できないかどうか、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） 国では、前から、いつからか分かりませんが、6年生までこういうことをするようという要望は出していると思うんですけども、それに対して、まだ美里町ではしていないという理解でよろしいですか。

○子ども家庭課参事（今野正祐） 今、委員御指摘のように、美里町の条例で現在1年生、2年生、3年生というふうな規定の仕方をしております。この間、私も県内の状況もいろいろ調べてみましたけれども、今、後藤委員御指摘のように、6年生としている市町村がほぼ8割、9割を占めているのが事実でございます。やはり当町のように3年生あるいは4年生というふうにとどまっている市町村もあることは事実ですが、やはり県内多くの市町村が6年生までとしておるところを鑑みれば、当町につきましても、今回の建設あるいは事業の拡張、これをもって条例上6年生までに今後していきたいというふうに考えます。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） 今後でなくて、速やかに条例を改正して、6年生まで預かることができるような、まずそこから始めないとどうしようもないんじゃないですか。

○子ども家庭課参事（今野正祐） 御指摘ごもっともだというふうに思います。整備計画も含めてですが、こちらの受入れをどう速やかにできるかの検討も含めまして、速やかに改正できるように進めてまいりたいというふうに思いますので、御理解のほうよろしくお願いたします。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） よろしくお願いたします。

○教育委員（成澤明子） 南郷の児童館、南郷放課後児童クラブを新しく建設するというので、学校の敷地内に造るとするのは本当に利便性が高く、安全に子供たちも移動できるし、保護者も何か安心かなとは思いますが、該当するこの場所というのが築山が2つあって、樹木があるという場所なんです、私がここをよく通ったりすると、子供たちがそこで遊んでいるんです。そうすると、体力づくりにもなるし、何ていうか、冒険心をかき立てられるというか、授業で疲れた頭を解放するとかという意味で、ここは私はすごくいいなと思うので、そこが敷地になってしまうというのが、ああ、もったいないなと思うわけです。でも、さっき国の補助のこと考えると、前あった児童館のところに建てるよりは、ここに建てたほうがお金がかからないということのようですけども、残念だなと思います。子供の気持ちで。

○子ども家庭課参事（今野正祐） 委員のご意見ごもっともかと思ます。やはり長年こちらのほうで子供たちが遊んできたという状況もございますし。

ただ、今、委員の御指摘にもあったとおり、その敷地内に造るメリットというのが、学校と放課後児童クラブまでの間の距離が短い。つまり、いわゆる児童の安全確保という観点からも敷地内への建設というのを国のほうでも進めているようでございます。敷地内建設につきましては、このまま進めたいというふうに考えますが、今の御意見の部分のことも踏まえまして、造る場所につきましては、ほかの部分がないかどうかというところの検討も含めて今後考慮していきたいというふうに考えますので、御理解のほうよろしく願いいたします。（「全部じゃないですよ」の声あり）全部じゃないです。（「だから、そこをお話ししてはどうか」の声あり）すみません。

補足説明させていただきます。

ここに囲った部分、全部ではございません。この一部、平米数で先ほど言いましたけれども、大体300平米ぐらいかなというふうに考えますが、ここ全体ですと、多分1,000平米くらいはあると思いますので、（「ああ、そうか」の声あり）この1,000平米くらいの面積のうち、300平米程度の建物になるかというふうに思います。

○教育委員（成澤明子）　じゃあ、築山が残る可能性はありますね。3分の1、この敷地の3分の1ですよ。

○子ども家庭課参事（今野正祐）　はい。

○教育委員（成澤明子）　1,000平米のところ、3,000平米だから。ですよ。（「300」の声あり）300平米ね。はい。ありがとうございます。

○総務課長（佐々木義則）　そのほか、御質問、御意見等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○総務課長（佐々木義則）　それでは、今の御意見等でもいただきましたが、放課後児童クラブ、今3年生までというところで、何とか6年まで受入れ可能となるような考え方で、今後進めてまいりたいというふうに思います。

以上で「令和3年度放課後児童クラブ事業について」の協議を終了とさせていただきたいと思っております。

日程第4　その他

○総務課長（佐々木義則）　それでは、今回の議題の内容につきましては、これで終了というところでございますが、それ以外の件で、この機会に皆さんからお話等もございましたらお願いしたいというふうに思います。

はい。教育長さん。

○教育長（大友義孝） その他ということで、これから資料をお配りをしたいと思います。それをもって、ちょっと情報提供といいますか、させていただきます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、まだ案ということでお示しをさせていただきたいと思います。

教育委員会では、新学習指導要領が改正されまして、小学校は既に実施済み。来年からは中学校がスタートを切るわけでございます。小学校3年生から6年生までは、外国語活動として35時間、年間増えることになります。

そこで、どのような形であれば効率よい学習ができるようになるか、充実した取組が必要であろうということで、6月の教育委員会でいろいろお話をさせていただき、さらに学校長とのヒアリングもさせていただきました。その後にもたまたま教育委員会でいろいろと議論してきたわけですが、やはり充実した教育課程の取組をするためには2学期制の導入、それから長期休業の短縮、また午前5時間授業や土曜日の授業、そういった部分も視野に入れながら検討していく必要があるということでございます。今回御提示しておりますのは、2学期制を導入するものとして、一応保護者の皆様にお伝えしていかなければならないということで通知文を作らせていただきました。あわせて、保護者の皆さんや住民の皆さんが心配なされることから、Q&Aということで今作っている最中でございます。

この資料4枚ありますけれども、まず、はじめにというところでは、今言ったように35時間授業時数が増えていると。それから、授業時数の確保のために各学校では行事の精選をしてきているんですけれども、やはり現行の年間計画では限界があるということです。

そういった中で考えてみますと、2枚目になりますが、1つ目の方策としては、2学期制を導入して前期と後期に分け、そうしますと前期が100日ぐらい、後期が100日ぐらいというふうな形に取れるわけです。これを2つに分けることによって何が変わるのかということは、Q&Aのほうに書いておりますけれども、保護者の皆様方に通信票をお返しするのが3学期制でいくと年3回をお返ししているわけですが、これが2回になるということ。それで、年間の行事の組立てが少し変わってくるというふうなところもあります。

方策2としましては、夏休みを短縮したいということです。3日ほど短縮できればなというふうな考えております。ただ、前期と後期に分けるところのちょうど中間地点というのが10月10日前後なんです。そうしますと、ここに学期の区切りということで秋休みを入れるということで今想定をしているところです。ただ、夏休みはこれまでどおり3日間短縮して秋休みを入

れるということは、秋休みを何日取るかというところがちょっと問題なんですけれども、ここに例えば3日間秋休みを取るとすると、結局は授業時数は同じになってしまいます。年間行事としてです。そこを今調整作業中なんですけど、先週までは来年の国民の祝日の改正案というのが出されてこなかったんですけども、先週、令和3年度も今年と同じように祝日を移動するというふうな情報がありました。そこで、来年、令和3年は今年と同じような祝日になるんですけども、令和4年からは変わる、または、元に戻るということになります。何が違うのかというと、10月10日はスポーツの日なんですけれども、ここが休みにならないということなんです。7月に祝日が入りまして、恐らくその祝日がオリンピックの開会式に当たるのかなというふうには想定ができました。

そこで、試行的に来年はせざるを得ないというふうにご考えてございまして、まだその2学期制を導入するには前期と後期に分け、夏休みを3日間でいいのか、4日間にするのか、また、秋休みを取らざるを得ないんですけども、1日取るのか、2日取るのか、1日取るにしても土日を含めると3日取れるということにもなりますので、その辺のところも現在調整中でございます。今学校では、教務主任を中心に次年度の年間行事予定を作成しておりまして、それを見比べながら、これから教育委員会でこの時間、何日がいいのかという部分を協議してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

3枚目になりますけれども、これはQ&Aのほうに書いているんですけど、2つ目に、県内ではどれぐらい2学期制が行われているのかということを示したものでありまして、ここに書いてあるように、県立中学校、それから仙台市、白石市、栗原市、富谷市、七ヶ宿、川崎、七ヶ浜、大衡、涌谷は2年前から、大崎市は今年の4月から実施しているところでございまして、既に加美町も色麻も検討に入っているというふうな情報がございます。

このように、やはり学習する教育課程をしっかりしたものにするためには、今の3学期制といたしますか、行事の流れを組むためにもやはりそういった考えが必要だということで動いておりますので、今回保護者の皆様には、突然2学期制にしますよというふうな形ではちょっと困るだろうなと思ひまして、事前にこういったことを考えていますということを保護者の皆さんにお知らせしたいなというふうなことで、今日せっかく総合教育会議でございまして、町長さんにも御理解いただきたいと思ひまして、資料を準備させていただきました。

以上でございます。

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

情報提供というようなことでございますが、町長さんのほうから何かこの件についてありま

すか。

○町長（相澤清一） この件について、教育委員さんは共有しているんですか。何回か協議をしたんですか。

○教育長（大友義孝） はい。

○町長（相澤清一） ああ、そうですか。私は非常にいいことだと思っていますので、ぜひ進めたいと、そういうふうに思います。

○教育長（大友義孝） はい、そのようにします。

○総務課長（佐々木義則） それでは、そのほか、委員さん、町長さんのほうから何かここで情報提供等がございましたらお願いしたいと思いますが。よろしいでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、以上で本日の協議案件等については終了とさせていただきます。

日程第5 閉 会

○総務課長（佐々木義則） 次回の総合教育会議の開催日程等につきましては、教育委員の皆様方へは事前に教育委員会事務局を通じまして調整させていただきたいとしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和2年度第1回美里町総合教育会議の一切を終了とさせていただきます。

皆様、大変御苦労さまでございました。

午前11時50分 閉会

上記、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年 月 日
